

# **令和 7 年度**

# **横浜市一般廃棄物処理実施計画**

**横浜市報定期第 215 号 別冊**

**(令和 7 年 12 月 1 日 変更)**

## 一般廃棄物処理実施計画

### 1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

### 2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 一般廃棄物処理計画

#### (1) 処理計画量

ア ごみと資源の処理計画量（家庭系のごみ量と資源化量及び事業系のごみ量）

約 104.3 万トン

イ し尿等処理計画量（し尿及び浄化槽等汚泥）

約 33,271 キロリットル

#### (2) 重点的な取組

ア 2050年カーボンニュートラルの達成に向けた施策の推進～「GREEN×EXPO 2027」を目指して～

「ヨコハマ プラ5.3計画」において重点施策に掲げているプラスチック対策に向け、プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の全市域での実施や、新たなりサイクルに向けた実証実験の実施など取組を拡大する。加えて、SDGsの目標達成にもつながる食品ロスの削減など、多様な施策を推進することで、市民の皆様の行動変容に向けたムーブメントを広げ、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を進める。

また、焼却工場において環境にやさしいエネルギーを最大限創出するとともに、所管施設のLED化や太陽光発電設備の設置などを進め、施設の脱炭素化を推進する。

イ 持続可能な廃棄物処理の実現

市民生活と市内経済の安心・安全を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実に行うとともに、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進めるなど、安定的なごみ処理の継続と将来にわたり持続可能な廃棄物処理の実現を目指す。

ウ 市民の皆様のニーズに応える「市民目線」の取組の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、分煙環境の整備等による受動喫煙対策の強化や高齢化に伴うごみ出し支援を着実に実施するとともに、頻発する大規模災害に備えるため、地域防災拠点等における避難所トイレ環境の充実を図るなど、社会状況の変化に伴う課題に対し、市民の皆様のニーズを踏まえた取組を推進する。

#### (3) 主な事業内容

ア 廃棄物分野における脱炭素化に向けた施策の推進

プラスチックは燃やすと多くの温室効果ガスを排出し、地球温暖化の一因となっている。ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスのうち約9割がプラスチックの焼却によるものであり、その削減に取り組む必要がある。

プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向け、市民の皆様の行動変容に向けた広報・啓発、新たなりサイクルの実証実験、事業者の皆様への働きかけ・支援を行うなど、プラスチック削減に重点的に取り組む。

また、カーボンニュートラルの達成に向け、環境にやさしいエネルギーの創出や利活用に加え、施設の省エネや脱炭素化技術の導入の検討などを進める。

## (7) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

### a 「プラスチック資源」の全市域への拡大

これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え「プラスチック資源」とした収集を、令和6年10月の先行9区（※1）に引き続き、令和7年4月から全市域で実施する。

目標（※2）達成に向けて、燃やすごみに誤って入っているプラスチックごみが適切に分別され、新たな分別である「プラスチック資源」が定着するよう、丁寧な周知を続ける。

※1 旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区

※2 ヨコハマ プラ 5.3計画の目標「燃やすごみに含まれるプラスチックごみを2万トン（市民1人あたり5.3kg）削減

### b プラスチック資源のリサイクル

収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設（民間施設）において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）を通じて再商品化事業者に引き渡してリサイクルする。

## (8) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

### a 新たなりサイクルに向けた取組

粗大ごみとして収集したプラスチック製衣装ケースは、これまで焼却処理をしていたが、リサイクルにおいて重要な単一素材であり、かつ一定量の確保ができることから、衣装ケースをリサイクルする実証実験を行う。

家庭から収集した缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋は、汚れや異物の混入があることから、現在、残渣として焼却処理している。令和6年度に実施した実証実験で化学原料（アンモニア、炭酸ガス）などにリサイクルが可能であったことから、令和7年度から本格的にリサイクルする（一部施設で実施）。

### b 地域コミュニティでのボトルtoボトル実証実験の実施

みなとみらい21地区で実施したボトルtoボトル（ペットボトル水平リサイクル）に係る実証実験を参考に、令和7年度は、地域や商店街等にペットボトル回収機を設置し、地域コミュニティにおけるボトルtoボトルの持続可能性を検証する実証実験を市内5か所で実施する。

### c 使い捨てプラスチックの削減に向けた取組

スプーンやフォーク、使い捨て容器等の使い捨てプラスチックを削減するため、市職員の率先行動や市庁舎商業施設での取組をさらに進める。

小売店等と連携して啓発キャンペーンを実施するとともに、マイボトルの利用を促進するため、マイボトルスポットを拡充するほか、広報紙やSNS等で広く市民の皆様に呼びかける。

### d 事業系プラスチックごみの削減に向けた取組

プラスチックごみを排出する事業者への立入調査や各種セミナー等の機会を捉え、プラスチックの排出抑制、適切な分別及び再資源化に向けた取組を働きかける。

脱炭素化やサーキュラーエコノミーの取組として、プラスチック製品の製造・販売事業者等が使用済の自社製品等を自主的に回収し、リサイクルする事業を実施しようとする動きがある。このような取組では廃棄物処理法の規制が支障となることがあるため、一定の条件を満たした場合に規制を免除する。

プラスチックの資源循環を促進するためには、新たなりサイクル技術の開発やビジネスモデルの創出が必要となるが、上記と同様に、試験研究等の実施にあたり、事前に計画書を提出することで規制を一部免除する。

## (9) 施設における脱炭素化に向けた取組

### a 脱炭素化に向けた市役所率先行動の加速化

LED等高効率照明の100%化に向け、令和6年度はESCO事業により約11,000台のLED化を図り、LED化率70%以上を達成し、さらに7年度も大規模なLED化工事を実施することで、LED化率概ね100%を達成する見込み。

太陽光発電設備については、令和6年度にPPA事業を活用し、5施設に設置した。今後、さらに太陽光発電設備を設置できるよう、令和7年度は施設屋上の防水工事等を6施設にて実施する。

### b 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

化石燃料による蒸気を使用している事業者へ、ごみの焼却に伴い発生する蒸気（環境にやさしいエネルギー（熱））を供給することで、鶴見区末広地区全体のCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組む。

令和8年度からの蒸気供給を目指し、令和7年度は、蒸気を送るための配管等を設置する工事を引き続き実施する。

## イ 食品ロス削減の推進

市民・事業者の皆様の「食」を大切にする価値観が醸成され、食品ロスの削減に向けた具体的な行動の実践につながる取組を進める。

また、製造業の事業者への働きかけや飲食店・小売店等における取組の推進、事業者による先進的な取組を後押しすることで、市域全体での食品ロス削減につなげる。

取組を進めてもなお残る生ごみについては、堆肥化等の有効利用を促す。

### (7) 価値観の醸成ときっかけづくり・場面に応じた実践行動の推進

#### a イベントや出前教室の実施

10月の食品ロス削減月間に、集中的な広報・啓発、小売店などでのイベントを実施する。

未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室（※3）を実施する。

※3 出前教室：職員が幼稚園や保育園、学校等に出向いて、3Rの推進などを分かりやすく説明する取組

#### b フードドライブ活動の推進

公共施設（区役所、地区センター、資源循環局収集事務所）でのフードドライブを引き続き実施するとともに、企業や団体の方が気軽にフードドライブを実施できるよう必要な物品の貸し出しやフードドライブ実施情報の発信を行う。

#### c 具体的な取組につながる働きかけ

適量購入の呼びかけや冷蔵庫の整理、学生が考案した余りがちな食材を用いたレシピの活用など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかける。

#### d 土壌混合法（※4）の普及啓発

生ごみの減量につながる土壌混合法に取り組む方々を増やすために、講習会の実施、スターターキットや花の苗などを配布する。

保育園や学校、地域などの敷地を使って、生ごみを堆肥化し、花や野菜を育てるスリム農園の普及に取り組む。

※4 土壌混合法：電気等のエネルギーを使わず、生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法

## (1) 事業者等との連携・共有、働きかけ

#### a 事業者から出される食品ロスの削減等

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）に基づく国目標や公表データを踏まえ、対象となる業種（食品製造業、食品小売業、外食産業、食品卸売業）の状況に応じた取組を進める。

食品製造業及び食品小売業では、市内事業者の具体的な取組状況を現地訪問等により把握するとともに、引き続き食品ロス削減等を働きかける。外食産業においては、食べきり協力店（※5）の登録拡大や利用促進を図り、食品ロス削減を推進する。

食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者の皆様等を表彰する。

食品ロス削減とともに、調理くずなど食べられないものも含め、どうしても生じてしまう食品廃棄物のリサイクルによる有効利用を促す。

※5 食べきり協力店：小盛メニューの導入による適量注文や食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等

#### b 家庭から出される食品ロスの削減

食品ロス削減を支援するデジタル技術等を共創フロントを通じて募集し、その効果などを調査する。

国際機関等と連携し、若い世代を対象に食をテーマとした取組を行う。

## ウ 環境学習・普及啓発の推進

誰もが快適に暮らし、将来の子どもたちに良好な環境を引き継いでいくため、市民・事業者の皆様の環境意識の向上と行動変容の促進を図る。

併せて、2027年に開催する環境をテーマとした「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげるため、関係部署と連携した環境学習や普及啓発の取組を進める。

## (7) 子どもたちへの環境学習

市内の小学4年生を対象に授業の学習補助教材として副読本を配布するとともに、ごみ焼却工場などにおいて社会科見学の受け入れを行う。

保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行う。環境への意識を大人になっても持ち続けていくために、継続的に学ぶ機会を提供する。

分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。

## (1) 普及啓発の取組

### a 説明会・イベント実施などによる普及啓発

市民の皆様に正しい分別ルールや3R行動をご理解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発を行う。

地域での説明会や、小売店の店頭、区民まつり、ごみ焼却工場での啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施する。

### b 市外からの転入者への情報提供

区役所での転入手続時に、ごみの分け方・出し方を案内するパンフレットなどを配布する。

### c 外国籍の方へのごみ出しルールの周知

外国語版リーフレット(10言語)の配布、ごみ分別検索システム(3言語)の運用を行う。

多文化共生ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施する。

## エ 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ごみ処理は市民生活にとって欠くことができない重要な行政サービスであり、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるように、ごみの収集・運搬・処理・処分を実施する。

また、老朽化している廃棄物処理施設の適切な維持管理・補修を実施する。

## (7) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

### a 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施する。

### b 粗大ごみの受付・収集

デジタルツールの活用により、市民の皆様に24時間いつでも粗大ごみの収集の申込みや粗大ごみ処理手数料の支払いができる環境を提供する。

自己搬入する市民の皆様の利便性向上のため、栄ストックヤードにおいて、事前申込み不要かつ現地電子決済での手数料支払いによる粗大ごみ受入れを行う。また、長坂谷ストックヤードにおいては、敷地の舗装工事等を実施する。

## (1) リサイクルの推進

### a 資源物のリサイクル

缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルする。

プラスチック資源は、市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者に引き渡してリサイクルする。令和7年4月から、全市域で排出されたプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施する。

### b 資源集団回収の実施

古紙・古布等は、自治会町内会等の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収を通じ、リサイクルする。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。

#### (4) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

##### a 廃棄物処理施設の適正な維持管理

安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設について、定期的な法定点検等の実施に加え、施設及び設備機器の劣化状況を詳細に把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図る。

##### b 最終処分場の維持管理

現在稼働中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では、護岸等の定期点検や補修を計画的に実施し、安定稼働を継続していく。また、将来にわたって長く大切に使っていくため、焼却灰の資源化を実施する。

埋立てが終了した最終処分場では施設の適正な維持管理を行い、周辺住民の安全で安心な暮らしを確保する。

##### c ごみ焼却工場・最終処分場の環境測定

ごみ焼却工場からの排ガスや最終処分場からの排水等を測定し、環境法令の基準を遵守していることを確認する。また、市民の皆様に安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせする。

#### (I) 事業系ごみの適正処理

##### a 不適正処理の未然防止のための周知・啓発

廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止する。

##### b 適正処理に向けた検査・指導

ごみ焼却工場における搬入物検査や市内事業所への法令に基づく立入検査、市民からの通報に基づく現地調査等を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組む。

#### 才 将来を見据えた施設整備

将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保していくため、保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化工事を進めていくとともに、老朽化が進むその他のごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた検討を行う。

施設整備に際しては、施設規模や配置の適正化、AI・IoT等の最新技術活用による処理の効率化のほか、発電能力の向上を併せて進める。

#### (7) ごみ焼却工場の再整備等の実施

##### a 保土ヶ谷工場の再整備

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、引き続き、保土ヶ谷工場の再整備を進める。令和7年度は、既存工場の焼却炉や煙突等の解体を行うほか、工場建設に掛かる詳細設計を実施する。

##### b 金沢工場の長寿命化対策

令和6年度から10年度までの5か年に渡り、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を実施し、延命化を図る。令和7年度は、焼却炉やボイラー設備のほか発電設備等の更新・改修を実施する。

##### c 新たなごみ焼却工場整備に向けた検討

ごみ焼却工場の老朽化対策として保土ヶ谷工場再整備に続く、新たなごみ焼却工場の整備について検討を進める。令和7年度は引き続き、整備に向けた基礎的な調査・検討を行う。

#### (I) 資源選別施設等の再整備等の検討

##### a 鶴見資源化センター再整備の検討

鶴見資源化センターは老朽化が進んでいることに加え、ペットボトル量が増大していることにより、手選別の処理が増え、処理能力が低下している。再整備により、ペットボトル等の選別工程を機械化し、作業の効率化や作業員の負荷軽減を図る。

施設整備に伴う財政負担の平準化を図るため、民間資金を導入する。令和7年度については再整備に係る事業手法を決定し、再整備の手続に必要な環境影響調査や要求水準書の作成を行う。

##### b 磯子検認所の移転に向けた検討

磯子検認所の老朽化に伴い、令和7年度は引き続き、移転及び跡地活用に向けた取組を実施する。

### c 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討

現在、収集事務所や粗大ごみ自己搬入ヤードである栄ストックヤードなどとして利用している旧栄工場は、跡地活用に向けた検討を行う。

## 力 多様な社会ニーズへの対応

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向け、地域の美化活動や公衆トイレの環境整備等清潔できれいなまちづくりを進めるとともに、喫煙禁止地区等における取組の拡充や分煙環境整備の促進など、屋外の受動喫煙対策を強化し、誰もが快適に過ごすことのできるまちを目指す。

高齢化など社会状況の変化を踏まえながら、誰もがごみのことで困らない住みよいまちの実現のため、ごみ出しの支援のニーズや災害への備えなどに、引き続き着実に対応する。

### (7) 受動喫煙の生じない、きれいなまちづくりの推進

#### a 喫煙禁止地区の取組推進と分煙環境整備

屋外での喫煙による、吸い殻の散乱やたばこの火による被害、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙禁止地区（市内8か所）において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を実施する。

歩きたばこや受動喫煙、吸い殻の散乱の状況、地域からの要望などを踏まえ、新たに喫煙禁止地区を指定する。

分煙環境の充実を図るため、民間事業者が設置・運営する喫煙所への補助制度を新設（喫煙禁止地区内2か所）する。また、既存の開放型公設喫煙所について、鶴見駅西口喫煙所など合計2か所を密閉型喫煙所へ転換する取組を進める。

今後の喫煙対策や新たな喫煙禁止地区的指定に向けた検討を進めため、喫煙禁止地区の周辺や市内主要駅周辺等における喫煙状況を把握する調査や、公設喫煙所の利用状況等についての調査を実施する。

#### b 喫煙禁止地区以外でのパトロール・啓発等

喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きたばこやポイ捨て、受動喫煙防止のパトロールを実施する。令和7年4月からの公園の禁煙化による状況の変化等も見ながら、実施回数を増やして対策を強化する。

歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙を防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図る。

### (1) 暮らしやすい清潔できれいなまちづくりの推進

#### a 地域の美化活動の推進

暮らしやすく、清潔できれいなまちづくりを推進するため、引き続き区役所及び地域と連携した清掃活動や、都心部（横浜駅周辺、みなとみらい21地区など）の美化推進重点地区の歩道清掃を実施する。

環境学習や啓発活動を通じ、ポイ捨てごみが海洋プラスチックごみ問題につながることを伝え、ポイ捨て防止やプラスチックの正しい分別などの意識醸成を図る。

SNS等を活用した清掃活動の情報発信や、プロスポーツチームなど多様な主体と連携した清掃活動を実施し、まちの美化への意識醸成や担い手増加を図る。

不法投棄されやすい場所へ注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止に取り組む。

#### b 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行う。

青葉台駅前公衆トイレの改修工事を実施し、和式便器の洋式化等を行うことで、利便性を向上させる。そのほか、老朽化が進む公衆トイレの今後の維持管理について検討を進める。

公衆トイレのネーミングライツの実施により、よりきれいで快適なトイレづくりに取り組む。

民間事業者と連携した公共トイレ協力店（※6）の取組を継続し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整える。

※6 公共トイレ協力店：市民の皆様が気軽にトイレを利用できるよう、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにする取組

### (4) ごみ出しに関する課題への対応

#### a 集積場所の適切な維持管理への支援

ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組む。

**b ふれあい収集等の着実な対応**

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方等を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内から粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

**c いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策**

ごみや物の堆積による不良な生活環境の解消を図るために、区役所や健康福祉局と連携しながら、いわゆる「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進める。

**(I) 災害への備え**

**a 強靭な処理体制の構築**

ごみ焼却工場の強靭化の取組として、津波や高潮の発生時においても工場の機能が維持できるよう、沿岸部にあるごみ焼却工場では止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施している。鶴見工場の浸水対策工事に続き、令和7年度は、金沢工場の長寿命化対策工事に併せて、浸水対策の設計を実施する。

**b 災害時のトイレ対策**

各地域防災拠点に導入している下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）に、新たに男性用小便器タイプのトイレを導入し、災害時でもトイレに困らない環境づくりを進める。

家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局のほか、小売店とも連携し、飲料水や食料などの在宅避難に必要な備蓄品と併せた一体的な啓発を実施する。

**c 浸水被害を想定した災害廃棄物対策**

昨今各地で水害が多く発生している状況を踏まえ、発災時に迅速に対応できるよう、水害等に対する災害廃棄物対策の検討を進める。

これまでに実施した震災における災害廃棄物発生量の推計のほか、ハザードマップ等の情報に基づき、市内の浸水被害を想定した災害廃棄物発生量の推計を新たに実施する。

**(II) 廃棄物分野における国際協力**

**a Y-POR T事業を通じたフィリピン国メトロセブへの支援**

廃棄物に関する課題解決への支援として、本市が培ってきた広報・啓発のノウハウの共有や助言などを行う。

国際機関と連携し、メトロセブの自治体職員の廃棄物管理のスキルアップに取り組む。

**b アフリカ諸国・都市への支援**

「アフリカのきれいな街プラットフォーム」（ACCP（※7））のもと、アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市やJICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施する。

令和7年度は、TICAD9及び第4回ACCP全体会合が横浜で開催される。この機を捉え、本市の廃棄物管理の取組や技術を積極的に発信し、アフリカに対する本市のプレゼンス向上につなげる。

※7 アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）：

環境省・JICA・横浜市・国連環境計画（UNEP）・国連人間居住計画（UN-HABITAT）・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成29年4月に設立

**c 観察受入れの実施**

廃棄物処理施設等の観察受入れやオンライン会議を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組の紹介や、研修等を行う。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(7) 家庭ごみ

a 行政回収

- (a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、電池類、プラスチック資源、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1	燃やすごみ	この表の2から8までの項及び3(4)イ (ア) a (b)古紙及び古布に属さないもの	集積場所（集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。）ごとに指定された曜日の朝8時までに排出。 (※8) (※9)	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。 購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出。（ただし、砂利や土等割れない細かいものは袋に入れて排出。） 中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。
2	燃えないごみ	ガラス製品（この表の6項に該当するものを除く。）、陶磁器製品、その他焼却しないもの及び蛍光灯、電球		
3	スプレー缶	主として金属できているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）		
4	電池類	一次電池及び二次電池（膨張又は破損しているもの及びポータブル電源（※10）並びに自動車・二輪車用バッテリーを除く。）		電池を使い切った状態で、端子部分に絶縁処理をして透明又は半透明の袋で排出。
5	プラスチック資源	プラスチック製容器包装（※11）： 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）であつて、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装		中身が入っていたものについては、中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、一緒に透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。

		プラスチック製品： プラスチックのみでできているもの（広げると50センチメートル以上のもの、厚みがあって硬いもの（厚さ5ミリメートル以上）及び感染性のおそれのあるもの並びにプラスチック製容器包装、この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）			
6	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品（飲み薬を含む。以下「飲食品」という。）が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの	ふた（缶はふたと本体が分離した場合に限る。）やラベルははずして中を軽くすすぎ、缶・びんはつぶさず、ペットボトルはつぶし、缶・びん・ペットボトルと一緒に透明若しくは半透明の袋、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付き容器で排出。	週1回、集積場所にて収集（缶・びん・ペットボトルの日に収集）。 (※8)	
7	小さな金属類	主として金属できているもの（以下「金属製」という。）で、一辺が30センチメートル未満のもの（この表の3項及び6項に該当するものを除く。）及びかさの骨	袋に入れずに排出（ただし、細かく、散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。）。		
8	粗大ごみ	金属製で、一辺が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で、一辺が50センチメートル以上のもの（かさの骨、蛍光灯、この表の3項、5項のプラスチック製容器包装に該当するもの及び6項のびん・ペットボトルに該当するもの、3(4)イ(ア)a(b)古紙及び古布に該当するものを除く。）	次のいずれかの方法による。ただし、膨張又は破損した粗大ごみの規格に該当する二次電池は(2)又は(3)のみとする。 (1) 戸別収集 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）又は、受付番号を記載した紙（電子決済により手数料を納付した場合）を貼付して、指定された日の朝8時までに指定された場所へ排出。 (2) 自己搬入（事前予約あり） 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）を貼付して、排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入。 (3) 自己搬入（事前予約なし） 排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入し、現地にて電子決済で手数料を納める。	(1) (2) 申込みの際に 指定した日及 び場所にて収 集。  (3) 3(4)エに定め る搬入先にて 収集。  (※12)	

- ※8 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。
- ※9 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申込み、1項は3(5)ア(ア)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項（蛍光灯及び電球を除く。）は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。
- また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1570番地の1）へ持ち込むことができる。
- ※10 膨張又は破損した二次電池及びポータブル電源については、排出者自らが、資源循環局事務所（北部事務所を除く。）へ持ち込むことができる。
- ※11 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの。）のこと（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。）。
- ※12 自己搬入（事前予約なし）については、3(4)エに定める搬入先のうち、栄ストックヤードとする。

(b) 古紙及び古布

分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1 古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。）。（※13）	指定した日時及び場所にて収集。（※14）
2 古布	主として繊維できている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるもの、綿入りのものは除く。））	透明又は半透明の袋で排出。（※13）	指定した日時及び場所にて収集。（※14）

※13 排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1570番地の1）へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※14 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

分別の区分	説明	排出方法	収集運搬方法
1 小型家電	電気、電池で作動する製品（蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。）	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、金属製の製品は3(4)イ(ア)a(a)7項小さな金属類として、その他の製品は3(4)イ(ア)a(a)1項燃やすごみとしても排出できる（パソコンコンピューターを除く。また、二次電池が取り外せないものは、それだけを透明又は半透明の袋に入れて排出。）。	適宜収集
2 水銀式の体温計・血圧計・温度計	水銀式の体温計・血圧計・温度計（割れているものを除く。）	購入時のケースや透明又は半透明の袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、3(4)イ(ア)a(a)2項燃えないごみとしても排出できる。	適宜収集

## b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他 の紙)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契 約による。(※15)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))		
(4) びん類		

※15 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

### (イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

以下の区分に従い、産業廃棄物を混入させることなく排出し、以下の収集運搬方法に従い収集運搬を行うものとする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業者等」という。）に委託しなければならない。

分別の区分	説明	排出場所	排出方法	収集運搬方法
1 古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など。）（資源化に適さない可能性のあるもの（※16）は除く。）	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3 (5)イに記載された施設まで運搬し排出。  (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出 (3 (4)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所を除く。 )。	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出。  3 (5)イに定める木くず、生ごみの搬入先との契約等に従い分別して排出。	排出事業者自らが運搬又は収集運搬業者等が収集運搬。
2 木くず、生ごみ	資源化するもの			排出事業者自らが運搬又は許可業者が収集運搬。
3 事業活動に伴つて生ずる一般廃棄物のうち、この表の第1項及び第2項に属さないもの	焼却に適したもの 焼却に適さないもの（貝殻など）		許可業者との契約等に従い分別して排出。	
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、同規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）	3 (4)イ(ア)a 行政回収の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3 (4)イ(ア)a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出。 福祉関係事務所は指定された場所に排出。	3 (4)イ(ア)a 行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3 (4)イ(ア)a 行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※16 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた粘着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

#### (ウ) し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集。
	臨時収集：申請により収集。（※17）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※17 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

#### (イ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体（遺棄動物の死体に限る。）	—	適宜収集
不法投棄	—	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月横浜市条例第45号）第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物（以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。）	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随时排出	適宜収集

#### ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物（条例第30条第1項関連）	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、F R P船、パーソナルコンピューター（3(4)イ(ア) a (c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車・二輪車用バッテリー、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油・塗料・薬品類（※18）、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は許可業者に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	3(4)イ(ア)a 行政回収の分別の区分に準じて分別し、排出者自ら又は収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入。

※18 廃油・塗料・薬品類については、当該品目を処分可能な一般廃棄物処分業許可業者がある場合は、許可業者に収集運搬を委託し当該一般廃棄物処分業許可業者の施設に搬入することも可能。

**エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)**

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1

**オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設(条例別表第1関連)**

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

**カ 一般廃棄物収集運搬業の許可**

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(7) 行政回収

区分	搬入先(中継施設は除く。)		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	鶴見工場(破碎物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2丁目4番地の2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443番地の1	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て (※19)
電池類(膨張又は破損しているもの及びポータブル電源を含む。)	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化
缶・びん・ペットボトル (※20)	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番地1	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12	
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番地1	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地の12	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	再使用
		神明台リユース品ヤード	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	資源化
		神明台粗大金属ヤード	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	
		旭ストックヤード	
		都筑ストックヤード	
プラスチック資源	民間処理施設		
古紙	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1	
	民間処理施設		

古布	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・再使用
	都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	
	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1	
小型家電	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1	資源化

※19 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

※20 缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋のうち、金沢資源選別センターに搬入されるものは、民間処理施設で資源化する。

#### (イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)、布類、金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

#### イ 事業系ごみ

3 (4)イ(イ)事業系ごみの分別の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者(以下「処分業許可業者等」という。)に委託しなければならない。

区分	搬入先	処理方法	
		施設名	所在地
古紙	資源化を行う処分業許可業者等の施設		資源化
木くず、生ごみ			
事業活動に伴つて生ずる一般廃棄物	焼却に適したものの 鶴見工場(破碎物は鶴見資源化センター) 旭工場 金沢工場 都筑工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1 旭区白根二丁目8番1号 金沢区幸浦二丁目7番地の1 都筑区平台27番1号	焼却
	焼却に適さないものの 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	搬入先	処理方法	
		施設名	所在地
排出禁止物	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、F R P船、パーソナルコンピューター（3(4)イ(7)a(c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車・二輪車用バッテリー、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油・塗料・薬品類（※21）、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの		
	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	埋立て
一時多量 ごみ	専ら物（※22）	専ら物の処分を業として行う者の施設	資源化
	燃やすごみ（※23）	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター） 旭工場 金沢工場 都筑工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1 旭区白根二丁目8番1号 金沢区幸浦二丁目7番地の1 都筑区平台27番1号
	燃えないごみ（蛍光灯及び電球を除く。）（※23）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先
	蛍光灯及び電球、スプレー缶、電池類（膨張又は破損しているもの及びポータブル電源を含む。）、プラスチック資源、ペットボトル、小さな金属類（※23）	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
	粗大ごみの規格（※24）に該当するもの	3(4)エに定める搬入先	焼却、埋立て及び資源化

※21 廃油・塗料・薬品類については、当該品目を処分が可能な一般廃棄物処分業許可業者がある場合には、当該施設で焼却も可能。

※22 法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

※23 3(4)イ(7)a(a)1～7項参照

※24 3(4)イ(7)a(a)8項参照

## 工 し尿及び浄化槽等汚泥

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地	下水道施設による 処理
浄化槽等汚泥			

## オ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不法投棄、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物、地域清掃、その他	缶・びん・ペットボトル（※25）	鶴見資源化センター	資源化
		金沢資源選別センター	
		緑資源選別センター	
		戸塚資源選別センター	
	小さな金属類（※26）	鶴見ストックヤード	資源化
		金沢ストックヤード	
		緑資源選別センター	
		戸塚資源選別センター	
		神明台ストックヤード	
	粗大ごみの規格（※26）に該当する金属製品	栄粗大金属ヤード	資源化
		神明台粗大金属ヤード	資源化
	焼却に適したもの	鶴見工場（破碎物は鶴見資源化センター）	焼却
		旭工場	
		金沢工場	
		都筑工場	
	焼却に適さないもの	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	埋立て
焼却灰（※27）		南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	埋立て

※25 缶・びん・ペットボトルを排出する際のごみ袋のうち、金沢資源選別センターに搬入されるものは、民間処理施設で資源化する。

※26 3(4)イ(ア)a(a)7項参照

※27 焼却灰の一部は資源化する。

## 力 段階的受入基準

施設名	搬入禁止物
鶴見工場	・資源化可能な古紙
旭工場	・産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（横浜市告示第247号）に記載された産業廃棄物は除く）
金沢工場	・特定家庭用機器廃棄物
都筑工場	・焼却不適物（不燃物、液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破碎機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第300号）第2条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	・P C B が付着又は混入しているもの ・油分が付着又は混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるもの ・水中に投じて浮遊するもの ・毒物・劇物 ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・中空であるもの ・概ね30センチメートルを超えるもの